

○ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>（燃料油の品質の基準等） 第十一条の十 法第十九条の二十一第一項の政令で定める海域は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める基準は、当該海域ごとにそれぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。</p>			
<p>一 別表第一の五に掲げるバルティック海海域、別表第二の二備考第六号に規定する北海海域並びに別表第五に掲げる北米海域及び米国家リブ海海域</p>	<p>二 前号に掲げる海域以外の海域</p>	<p>一 別表第一の五に掲げるバルティック海海域、別表第二の二備考第六号に規定する北海海域並びに別表第五に掲げる北米海域及び米国家リブ海海域</p>	<p>二 前号に掲げる海域以外の海域</p>
<p>硫黄分の濃度が質量百分率〇・一パーセント以下であり、かつ、無機酸を含まないこと</p>		<p>硫黄分の濃度が質量百分率〇・五パーセント以下であり、かつ、無機酸を含まないこと</p>	
<p>（燃料油の品質の基準等） 第十一条の十 法第十九条の二十一第一項の政令で定める海域は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める基準は、当該海域ごとにそれぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。</p>			
<p>一 別表第一の五に掲げるバルティック海海域、別表第二の二備考第六号に規定する北海海域並びに別表第五に掲げる北米海域及び米国家リブ海海域</p>	<p>二 前号に掲げる海域以外の海域</p>	<p>一 別表第一の五に掲げるバルティック海海域、別表第二の二備考第六号に規定する北海海域並びに別表第五に掲げる北米海域及び米国家リブ海海域</p>	<p>二 前号に掲げる海域以外の海域</p>
<p>硫黄分の濃度が質量百分率〇・一パーセント以下であり、かつ、無機酸を含まないこと</p>		<p>硫黄分の濃度が質量百分率〇・五パーセント以下であり、かつ、無機酸を含まないこと</p>	

別表第二（第三条関係）

一 南極海域及び北極海域以外における排出

別表第二（第三条関係）

一 南極海域及び北極海域以外における排出

<p>一 国際航海に従事する船舶（総トン数四百トン以上又は最大搭載人員十六人以上のものに限る。次号から第四号までの表第一号から第五号までにおいて同じ。）（旅客船（旅客定員十三人以上の船舶をいう。次号から第四号までにおいて同じ。）を除く。）から排出されるふん尿又は船舶内にある診療室その他の医療が行われる設備内において生ずる汚水（以下単に「汚水」という。）であつて、国土交通省令</p>	<p>船舶及びふん尿等の区分</p>
<p>全ての国の領海の基線からその外側の十二海里の線を超える海域</p>	<p>排出海域に関する基準</p>
<p>イ 海面下に排出すること。ただし、国土交通省令で定める排出率以下の排出率で排出する場合は、この限りでない。 ロ 当該船舶の航行中（対水速度四ノット以上の速度で航行する場合をいう。）に排出すること。</p>	<p>排出方法に関する基準</p>

<p>一 国際航海に従事する船舶（総トン数四百トン以上又は最大搭載人員十六人以上のものに限る。次号及び第二号の表第一号から第五号までにおいて同じ。）から排出されるふん尿又は船舶内にある診療室内その他の医療が行われる設備内において生ずる汚水（以下単に「汚水」という。）であつて、国土交通省令で定める技術上の基準に適合するふん尿等排出防止設備のうち国土交通省令で定める装置（次号並びに第二号の</p>	<p>船舶及びふん尿等の区分</p>
<p>全ての国の領海の基線からその外側の十二海里の線を超える海域</p>	<p>排出海域に関する基準</p>
<p>イ 海面下に排出すること。ただし、国土交通省令で定める排出率以下の排出率で排出する場合は、この限りでない。 ロ 当該船舶の航行中（対水速度四ノット以上の速度で航行する場合をいう。）に排出すること。</p>	<p>排出方法に関する基準</p>

<p>二 国際航海に従事する船舶（旅客船を除く。）から排出されるふん尿又は汚水であつて、ふん尿等排出防止装置により処理されたもの（ふん尿等排出防止装置のうち国土交通省令で定める装置により浄化することにより処理されたもの）</p>	<p>で定める技術上の基準に適合するふん尿等排出防止設備のうち国土交通省令で定める装置（次号から第四号まで並びに同表第一号、第二号、第四号及び第五号において「ふん尿等排出防止装置」という。）により処理されていらないもの</p>
<p>三 海里の線を超える海域</p>	<p>全ての国の領海の外側の</p>
<p>三 海里の線を超える海域</p>	<p>前号下欄イ及びロに掲げる排出方法により排出すること。</p>
<p>二 国際航海に従事する船舶から排出されるふん尿又は汚水であつて、ふん尿等排出防止装置により処理されたもの（ふん尿等排出防止装置のうち国土交通省令で定める装置により浄化することにより処理されたものを除く。）</p>	<p>表第一号、第二号、第四号及び第五号において「ふん尿等排出防止装置」という。）により処理されていらないもの</p>
<p>三 海里の線を超える海域</p>	<p>全ての国の領海の外側の</p>
<p>三 海里の線を超える海域</p>	<p>前号下欄イ及びロに掲げる排出方法により排出すること。</p>

を 除く。)	三 国際航海に従 事する船舶(旅 客船に限る。) から排出される ふん尿又は汚水 であつて、ふん 尿等排出防止装 置により処理さ れていないもの	全 ての 国 の 領 海 の 基 線 か ら そ の 外 側 十 二 海 里 の 線 を 超 え る 海 域 (バル テ イ ック 海 海 域 を 除 く。)	第一号下欄イ及びロ に掲げる排出方法に より排出すること。	四 国際航海に従 事する船舶(旅 客船に限る。) から排出される ふん尿又は汚水 であつて、ふん 尿等排出防止装 置により処理さ れたもの(ふん 尿等排出防止装 置のうち国土交 通省令で定める 装置により浄化 することにより 処理されたもの を除く。)	全 ての 国 の 領 海 の 基 線 か ら そ の 外 側 三 海 里 の 線 を 超 え る 海 域 (バル テ イ ック 海 海 域 を 除 く。)	第一号下欄イ及びロ に掲げる排出方法に より排出すること。	五 国際航海に従 事しない船舶(特定 沿岸 海域	イ 粉 碎 し て 排 出 す る こ と。
---------------	---	---	-------------------------------------	--	--	-------------------------------------	----------------------	----------------	--

(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	三 国際航海に従 事しない船舶(
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	特定 沿岸 海域
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	イ 粉 碎 し て 排 出 す る こ と。

船舶及びふん尿等の区分 一 国際航海に従事する船舶（第四号及び第五号に掲げるものを除く。）から排出されるふん尿	南極海域のうち領海の基線及び定着氷からその外側十海里の線を越える海域並びに北極海域のうち全ての	排出方法に関する基準	排出方法は、限定しない。	最大搭載人員百人以上のものに限る。）から排出されるふん尿であつて、国土交通省令で定める技術上の基準に適合するふん尿等排出防止設備のうち国土交通省令で定める装置により処理されていないもの
	北極海域のうち領海の基線及び定着氷からその外側十海里の線を越える海域並びに北極海域のうち全ての	排出方法に関する基準	排出方法は、限定しない。	口 海面下に排出すること。ただし、国土交通省令で定める排出率以下の排出率で排出する場合は、この限りでない。 ハ 当該船舶の航行中（対水速度三ノット以上の速度で航行する場合をいう。別表第三において同じ。）に排出すること。

二 南極海域及び北極海域における排出

船舶及びふん尿等の区分 一 国際航海に従事する船舶（第四号及び第五号に掲げるものを除く。）から排出されるふん尿	南極海域のうち領海の基線及び定着氷からその外側十海里の線を越える海域並びに北極海域のうち全ての	排出方法に関する基準	排出方法は、限定しない。	最大搭載人員百人以上のものに限る。）から排出されるふん尿であつて、国土交通省令で定める技術上の基準に適合するふん尿等排出防止設備のうち国土交通省令で定める装置により処理されていないもの
	北極海域のうち領海の基線及び定着氷からその外側十海里の線を越える海域並びに北極海域のうち全ての	排出方法に関する基準	排出方法は、限定しない。	口 海面下に排出すること。ただし、国土交通省令で定める排出率以下の排出率で排出する場合は、この限りでない。 ハ 当該船舶の航行中（対水速度三ノット以上の速度で航行する場合をいう。別表第三において同じ。）に排出すること。

二 南極海域及び北極海域における排出

<p>三 国際航海に従事する船舶（次号及び第五号に掲げるものを除く）</p>	<p>二 国際航海に従事する船舶（第四号及び第五号に掲げるものを除く。）から排出されるふん尿又は汚水であつて、ふん尿等排出防止装置により処理されたもの（ふん尿等排出防止装置のうち国土交通省令で定める装置により浄化することにより処理されたものを除く。）</p>	<p>又は汚水であつて、ふん尿等排出防止装置により処理されていないもの</p>
<p>南極海域及び北極海域</p>	<p>南極海域のうち領海の基線及び定着氷からその外側三海里の線を超える海</p>	<p>国の領海の基線、氷棚及び定着氷からその外側十二海里の線を超える海域</p>
<p>排出方法は、限定しない。</p>	<p>前号下欄イ及びロに掲げる排出方法により排出すること。</p>	<p>でない。 ロ 当該船舶の航行中（対水速度四ノット以上の速度で航行する場合をいう。）に排出すること。</p>

<p>三 国際航海に従事する船舶（次号及び第五号に掲げるものを除く）</p>	<p>二 国際航海に従事する船舶（第四号及び第五号に掲げるものを除く。）から排出されるふん尿又は汚水であつて、ふん尿等排出防止装置により処理されたもの（ふん尿等排出防止装置のうち国土交通省令で定める装置により浄化することにより処理されたものを除く。）</p>	<p>又は汚水であつて、ふん尿等排出防止装置により処理されていないもの</p>
<p>南極海域及び北極海域</p>	<p>南極海域のうち領海の基線及び定着氷からその外側三海里の線を超える海</p>	<p>国の領海の基線、氷棚及び定着氷からその外側十二海里の線を超える海域</p>
<p>排出方法は、限定しない。</p>	<p>前号下欄イ及びロに掲げる排出方法により排出すること。</p>	<p>でない。 ロ 当該船舶の航行中（対水速度四ノット以上の速度で航行する場合をいう。）に排出すること。</p>

<p>五 国際航海に従事する船舶のうち南極海域又は北極海域において長期間の航行の用に供するものとして国土交通省令で定める船舶から排出さ</p>	<p>四 国際航海に従事する船舶（次号に掲げるものを除く。）のうちふん尿又は汚水の排出につき海洋環境の保全の見地から特に注意を払う必要があるものとして国土交通省令で定める船舶から排出されるふん尿又は汚水</p>	<p>く。）から排出されるふん尿又は汚水であつて、前二号に掲げるもの以外のもの</p>
<p>南極海域及び北極海域</p>	<p>南極海域及び北極海域</p>	
<p>国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ国土交通大臣の承認を受けて、ふん尿等排出防止装置のうち国土交通省令で定める装置により浄化することにより処理して排出する</p>	<p>ふん尿等排出防止装置のうち国土交通省令で定める装置により浄化することにより処理して排出すること。</p>	

<p>五 国際航海に従事する船舶のうち南極海域又は北極海域において長期間の航行の用に供するものとして国土交通省令で定める船舶から排出さ</p>	<p>四 国際航海に従事する船舶（次号に掲げるものを除く。）のうちふん尿又は汚水の排出につき海洋環境の保全の見地から特に注意を払う必要があるものとして国土交通省令で定める船舶から排出されるふん尿又は汚水</p>	<p>く。）から排出されるふん尿又は汚水であつて、前二号に掲げるもの以外のもの</p>
<p>南極海域及び北極海域</p>	<p>南極海域及び北極海域</p>	
<p>国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ国土交通大臣の承認を受けて、ふん尿等排出防止装置のうち国土交通省令で定める装置により浄化することにより処理して排出する</p>	<p>ふん尿等排出防止装置のうち国土交通省令で定める装置により浄化することにより処理して排出すること。</p>	

六 前各号に掲げる船舶以外の船舶（最大搭載人員十一人未満のものを除く。）から排出されるふん尿又は汚水であつて、国土交通省令で定める技術上の基準に適合するふん尿等排出防止設備のうち国土交通省令で定める装置により処理されていないもの	南極海域のうち領海の基線からその外側十二海里の線を超える海域	排出方法は、限定し ない。	れるふん尿又は汚水 こと。
--	--------------------------------	------------------	----------------------

備考

- 一 この表において「南極海域」とは、別表第一の五に掲げる南極海域をいう。
- 二 この表において「北極海域」とは、別表第一の五に掲げる北極海域をいう。
- 三 この表において「バルティック海海域」とは、別表第一の五に掲げるバルティック海海域をいう。
- 四 この表において「特定沿岸海域」とは、次に掲げる海域をいう。

六 前各号に掲げる船舶以外の船舶（最大搭載人員十一人未満のものを除く。）から排出されるふん尿又は汚水であつて、国土交通省令で定める技術上の基準に適合するふん尿等排出防止設備のうち国土交通省令で定める装置により処理されていないもの	南極海域のうち領海の基線からその外側十二海里の線を超える海域	排出方法は、限定し ない。	れるふん尿又は汚水 こと。
--	--------------------------------	------------------	----------------------

備考

- 一 この表において「南極海域」とは、別表第一の五に掲げる南極海域をいう。
- 二 この表において「北極海域」とは、別表第一の五に掲げる北極海域をいう。
- 三 (新設)
この表において「特定沿岸海域」とは、次に掲げる海域をいう。

- イ 港則法に基づく港の区域
- ロ 海図に記載されている海岸の低潮線（港則法に基づく港にあつては、その境界）から一万メートル以内の海域
- ハ 愛知県伊良湖岬灯台から三重県大王埼灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域
- ニ 和歌山県紀伊日ノ御埼灯台から徳島県伊島灯台を経て蒲生田岬灯台まで引いた線、山口県網代鼻から福岡県八幡岬まで引いた線、愛媛県佐田岬灯台から大分県関埼灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域

別表第三（第四条の二関係）

（略）

備考

一、十 （略）

十一 この表において「特定沿岸海域」とは、別表第二備考第一号に規定する特定沿岸海域をいう。

- イ 港則法に基づく港の区域
- ロ 海図に記載されている海岸の低潮線（港則法に基づく港にあつては、その境界）から一万メートル以内の海域
- ハ 愛知県伊良湖岬灯台から三重県大王埼灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域
- ニ 和歌山県紀伊日ノ御埼灯台から徳島県伊島灯台を経て蒲生田岬灯台まで引いた線、山口県網代鼻から福岡県八幡岬まで引いた線、愛媛県佐田岬灯台から大分県関埼灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域

別表第三（第四条の二関係）

（略）

備考

一、十 （略）

十一 この表において「特定沿岸海域」とは、別表第二備考第一号に規定する特定沿岸海域をいう。